

長久手市男女共同参画出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の企業、事業所、各種団体等（以下「団体等」という。）が主催する男女共同参画に関する研修や講座等（以下「講座等」という。）に専門家を講師として派遣する出前講座を実施することによって、市民に男女共同参画に関する学習の場を提供し、職場、学校、地域、家庭などの社会のあらゆる場面において、男女共同参画の視点を持つことにより、男女共同参画に対する意識の醸成を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受けることができるものは、団体等で、概ね10人以上の参加者が見込まれる講座等とする。ただし、当該講座等において、市の他の補助金等を受ける場合は除外するものとする。

(内容等)

第3条 出前講座の内容及び実施時間は、申込団体等（以下「申込者」という。）、講師及び市が協議の上、決定するものとする。

(費用等)

第4条 出前講座の実施に係る費用は、申込者の負担とする。但し、講師への謝金、交通費は、1回につき2万円を限度とし、予算の範囲内で市が負担するものとする。

2 講師料は、市が直接、講師又は講師派遣団体等へ支払うものとする。

(実施場所)

第5条 出前講座の実施場所は、市内に限るものとする。

2 会場の手配及び準備は、申込者が行う。

(申込)

第6条 申込者は、出前講座を実施するにあたり、事前に市に相談の上、出前講座を実施しようとする日の3か月前までに、長久手市男女共同参画出前講座申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(実施の決定)

第7条 市長は、申込があった出前講座の内容について、申込者と協議の上、講師の派遣を行う。

2 市長は、前項に基づき講師の派遣を決定したときは、申込者に対し、長久手市男女共同参画出前講座実施決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の出前講座の実施について、市長は申込者に対して必要な条件を付することができる。

4 講師の派遣は、当該年度につき1団体あたり1回限りとする。

(出前講座の制限等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、出前講座を中止又は中断することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした講座等を行うおそれがあるとき。

(3) この制度の目的に反すると認められたとき。

2 市は、前項の規定により、出前講座を中止又は中断したことにより、申込者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(報告書の提出)

第9条 申込者は、出前講座が実施された日から30日以内に長久手市男女共同参画出前講座実施報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(所管)

第10条 男女共同参画出前講座に関する事務は、くらし文化部たつせがある課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。